

## 「知的財産推進計画2022」の策定に向けた意見

### 1. 放送コンテンツ等の海賊版対策について

- 放送コンテンツに限らず、コンテンツの海賊版対策を実効的に進めるためには、▽プラットフォーム事業者やプロバイダを始めとするインターネット関連事業者の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽コンテンツの利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。特にプラットフォーム事業者およびプロバイダに対する、法的責任範囲の再検討や海賊版対策の一定の対応を行う義務を課す一など、積極的な協力を促す施策を要望する。また、海賊版対策に関する施策において、コンテンツの提供方法の有償・無償の別で保護の要否を判断することのないよう求める。
- 海賊版へのリーチサイト・リーチアプリの規制を潜脱する行為（アプリがインストールされていない機器を販売し、購入後にインストールさせるなど）について、さらなる法的対応を要望する。

### 2. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- 世界知的所有権機関（WIPO）が現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの海賊版対策に不可欠である。早期の条約成立に向け、日本政府においては加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

### 3. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- クリエーターへの適切な対価還元とコンテンツの再生産をつなげる新たな方策の検討を推進するとともに、それまでの間、現行の私的録音録画補償金制度において、実態に応じた対象機器等の政令指定を行うなどの早期措置を要望する。

### 4. コンテンツの海外展開の推進について

- 新型コロナウイルス感染拡大により、放送コンテンツの海外展開について、オンラインやリアルとの併用によるハイブリッド形式など、対面以外の形態による取り組みが普及してきた。ポストコロナ時代においても、リアルの展開に限らず、さまざまな手法での取り組みについて柔軟かつ十分な支援がなされるよう要望する。

以上